

彩都の丘学園いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本的な考え方 ～「箕面市いじめ防止基本方針」から～

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに関する基本的な考え方

II いじめ問題の未然防止

- 1 子どもや学級の様子を知る
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 4 保護者や地域のかたへのはたらきかけ

III 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高める
- 2 早期発見のための手だて
- 3 相談しやすい環境づくりをすすめる
- 4 地域の協力を得る

IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ

V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめ
- 2 未然防止
- 3 早期発見・早期対応

VI 学校対応マニュアル

- 1 いじめ問題に取り組む体制の整備

VII 重大事態への対処

- 1 学校または教育委員会による調査及び報告・提供

【令和4年(2022年)3月改定】

I いじめ問題に関する基本的な考え方～「箕面市いじめ防止基本方針」から～

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該の子どもが在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条より
具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯情報端末等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」との意思を表現することができるものとは限らないことから、いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は、「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

法第22条の規定を踏まえ、学校におけるいじめの防止等の対策のための常設組織として「校内いじめ対策委員会」を位置づけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいる事案の進捗状況等について、「校内いじめ対策委員会」で常に確認する。このように、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが求められる。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

年度始めには、いじめに対する学校の基本方針を明らかにして、周知に努め、保護者や地域の理解を得る。またより多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めること

ができるようにする。いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、学校はあらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こりうることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。いじめへの取り組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組み（「校内いじめ対策委員会」の常設）を進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校のすべての教職員は、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識として、日々取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、「未然防止」と「早期発見」はもとより、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むものとする。また、重大事態が発生した場合には、迅速に事案の解決にあたるとともに、誠実な対応に努めなければならない。

Ⅱ いじめ問題の未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの子にも、どの学級・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

Ⅰ 子どもや学級の様子を知る

① 教職員の気づきについて

児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の

姿勢は、重要な教育環境のひとつである。教職員が児童生徒に対して、配慮を要する児童生徒を中心にすえた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。いじめに関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図る。また、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、一致協力した指導体制を確立する。

②実態把握の方法

児童生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめへの具体的な指導計画を立てる。そのためには、毎年6月と12月に実施している箕面子どもステップアップ調査のi-checkの結果分析を行い、その結果を子どもたち（各家庭）にかえすとともに、学校は、今後の学級づくりに生かすよう分析結果を有効に活用する。i-checkの結果について、児童生徒指導担当者を中心に、児童生徒の学習・生活状況を把握して、必要な支援ができるよう努める。

③相談窓口について

児童生徒や保護者、地域の方がいじめについて相談や通報ができるよう、複数の窓口を明確にしておくとともに、相談内容については、しっかりと受け止め誠実な対応を行う。箕面市教育委員会が作成した「箕面市相談窓口のお知らせ 令和3年9月」を配布した。「箕面市相談窓口のお知らせ」にも掲載されている府教育委員会の「被害者救済システム」は、障害特性のある児童生徒も含めた意見表明支援を想定された制度であることを支援学級在籍児童生徒及び保護者の方々に周知していく。

2 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる、「心の居場所づくり」に取り組む。

①子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員のすべての言動に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、子どもたちから信頼されるよう努める。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

あたたかい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間

を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③自己肯定感を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをすすめる。また、「認められた」「人の役に立った」という経験を通して、自己肯定感を高める。

④子どもたちの主体的な参加による活動

- 異学年の交流活動 「9年生プロジェクト」「九九師匠への弟子入り」等
- ゲストティーチャー、地域人財を活用しての活動（地域支援ネットワーク事業「ぶちサポ」ボランティアさんのお力をかりて）
- 子どもたちの主体的な取り組み ・全校朝会（放送）での全校への発信
*代表委員会 「よりよい学校づくり」のための取り組みの発信 *学園委員会 各委員会の取り組み
- 学校行事への主体的な参加 ・運動会、フェスティバル等

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

①人権教育の充実

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。すべての教育活動を通して、社会性を培う取り組みや共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

<人権教育の取り組み>

- すべての教育活動を通して児童一人ひとりが自尊感情を高め、自分を大切にするとともに他者も大切にし、互いの存在、互いの違いを認め合い、支え合うことのできる「つながる力」を育てる。
- 人権についての確かな知識をもち、問題解決のために主体的に考え行動できる人権意識や人権感覚豊かな児童の育成に努める。（人権教育カリキュラムの推進及び検証）
- 支援教育の趣旨を理解し、支援が必要な児童の教育的ニーズを把握し、一人ひとりが生かされる授業内容や教室環境の整備（授業のユニバーサルデザイン化）をめざした学校体制づくりに努める。また、支援学級在籍児童生徒の視点や立場に基づいた支援を行うため、家庭や本人の思いやニーズを丁寧に聞き取ったり、関わりの中からくみ取ったりした「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」についての共有を図り、すべての教育活動に取り組む。（「個別の指導計画」の様式に本人希望に関する欄を追加作成する）
- 教職員が主体的に様々な人権研修に積極的に参加し、自らの人権意識や人権感覚を高め、指導力の向上に努める。

②道徳教育の充実

いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳授業の充実を図り、取り組みを実践する。

<道徳教育の取り組み>

- 道徳授業等において、道徳教育の充実を図り、児童に思いやりや規範意識、集団・社会の一員としての自覚等の道徳性をはぐくむ。
- 児童生徒の主体的な活動により、自己肯定感を高め、仲間とともに活動することの楽しさを味わうことができるようにする。

③体験学習の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。福祉体験やボランティア体験等の「生きた社会」とのかかわりなど、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

<体験学習の取り組み> ○むかしあそび ○校区探検 ○環境学習等

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、自己肯定感を高める。

学園委員会活動において、いじめに関わる問題を取り上げる等、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

<コミュニケーション活動の取り組み>

- 人間関係づくりのためのプログラム
 - ・いまだんなきもち
 - ・いいところさがし
- 全体朝会（放送）での全校への発信
 - ・代表委員会「あいさつ」「仲間」等に関する発信
 - ・学園委員会；「よりよい学校づくり」のための取り組みの発信

4 保護者や地域のかたへのはたらきかけ

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりを行い、いじめへの対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求める。

<実践内容>

- 授業参観において、人権教育に関する授業を公開する機会をもつ。
- いじめ問題を取り扱った授業内容や子どもの考え等を、学年だより学園だより等で保護者にトモリンクスで知らせる。
- 学校協議会、PTAの会議や地域関係団体の会議等において、本学園基本方針を周知・共有するとともに、「いじめ実態アンケート結果」等からみえる本学園の取り組みの成果と課題を家庭・地域と共有する。
- 保護者や地域のかたをゲストティーチャーとして招く。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域のかたとも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

①子どもの立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教職員は、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢をもつ。

②子どもたちを共感的に理解する

教職員は、集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう、感性を高める。そのために、教職員は、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 早期発見のための手だて

①日々の観察 ～子どもがいるところには教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、校内には日常的にいじめの相談

の窓口があることを知らせる掲示をする。

②観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは3、4年以降ぐらいからグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③やりとりから生まれる信頼関係

担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にする。学校で気になることがあるとき、保護者から気になることがあると連絡が入ったとき、すみやかに保護者連絡や家庭訪問等を実施して、迅速に対応する。また場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐ手立てもとる。

④児童生徒相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また校内で、年間に複数回「児童生徒相談月間」を設けて、一人ひとりと担任とが話す機会を設けている。また、スクールカウンセラーの相談日について、学園だよりで保護者への周知を行う。

⑤いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が必要～

箕面子どもステップアップ調査における定期的なアンケートや、個人面談等により、学校が把握したいじめに関する情報について、学校内で共有して、解決すべき課題を明らかにして、対応する。市教育委員会にも定期的に報告する。また学校独自で、子どもたちの現状について、学期に1回は「児童生徒相談月間」を設けて、子どもたちへの生活アンケート調査を実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、各学級において、落ち着いた状態をつくって、どの子どもも安心して記入したらよいことを十分に話したうえで、実施する。その後、記載内容については、昼休みや放課後等をつかって、別室でじっくりと子どもの気持ちに寄り添いながら、丁寧に聞き取る。「校内いじめ対策委員会」において、方針を決定して、保護者との連携を大切にして、解決に向けて動く。

3 相談しやすい環境づくりをすすめる

子どもたちが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる

行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応いかんによっては、教職員への不信感を生み、その後には情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられることを肝に銘じる。

①本人からの訴えには

- 迅速に「いじめ対策委員会」及びケース会議・ミニケース会議を実施して、情報共有するとともに、方針を決定する。また、学校はいじめ事案への対応において、いじめ対応の際に作成した資料を記録として10年間保存する。
- 心身の安全を保証する：日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や別室等、一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- 事実関係や気持ちを傾聴する：「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの子どもからの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないうことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する等、保護者との連携を心がける。
- 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘するのではなく、保護者の気持ちを十分に理解し、ともに子どもを支えるという気持ちで取り組むことを確認しあう。

4 地域の協力を得る

校区青少年を守る会、保護司、民生児童委員などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじ

め問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの支援を求める。地域の方の気づきに感謝し、真摯に受け止め、行動する。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。また、子どもの個人情報の取扱いには十分注意する。

I いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 常設の「校内いじめ対策委員会」を緊急招集する。（定例は毎週木曜日）
- いじめられた子どもを徹底して守る。（いじめられた子どもの保護者への連絡）
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）



正確な実態把握（教育委員会に一報を入れる）

- 当事者双方、周りの子どもから個々に複数で聴き取り、日付と記録者名を記載した聞き取り記録を必ず残し、10年間保存する。
- 「校内いじめ対策委員会」で関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。（関係児童生徒の保護者への連絡）



指導体制、方針決定

- 「校内いじめ対策委員会」において、指導のねらいを明確にした方針及び役割分団等を決定する。（ミニケース会議・ケース会議を適宜実施する）
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。（双方の保護者への連絡）



子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもの心配や不安を取り除き、いじめた子どもには自らの行動が相手の心身の痛みや苦しみを招いたこと、「いじめは決して許されない行為である」ことを理解させる。

関係保護者との連携

- 直接会って、具体的な経緯についてお知らせする。
- 学校の指導方針に理解と協力をもとめる。今後も対応についても説明する。



今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用も含め必要に応じた心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級・学年・学園経営を行う。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、子どものパソコンや携帯情報端末等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。（情報モラル等についての情報教育を児童生徒あて、保護者あてにも毎年実施しており、今後も継続して、その危険性について注意喚起していく）

早期発見には、メールを見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さない。そのためには、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」の未然防止について、日頃から児童生徒に注意喚起を行うとともに、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、まず記録を残す。その後、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

I ネット上のいじめ

パソコンや携帯情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を各種掲示板やSNSに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

<特殊性による危険>

- ◆匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ◆時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①保護者と共有したいこと

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちの携帯電話を持たせる必要性についてのみならず、携帯電話の使用について、家庭においても子どもたちを危険から守るためのルールづくりを家庭で行っていただくこと。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったパソコンやスマートフォン使用時に新たなトラブルがすでに多数起きているという認識を持っていただくこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめと同様か、あるいはそれ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識していただくこと。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談していただくこと。

②情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自死だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見・早期対応

①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 問題のある書き込みや画像を発見後、事実を確認し、記録を残す。書き込みや

画像の削除を含めた具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。

- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例は、市教育委員会や警察等の専門機関と連携する。

②書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

③SNS（ソーシャル・ネットワーク・サイト）の対応

<指導のポイント>

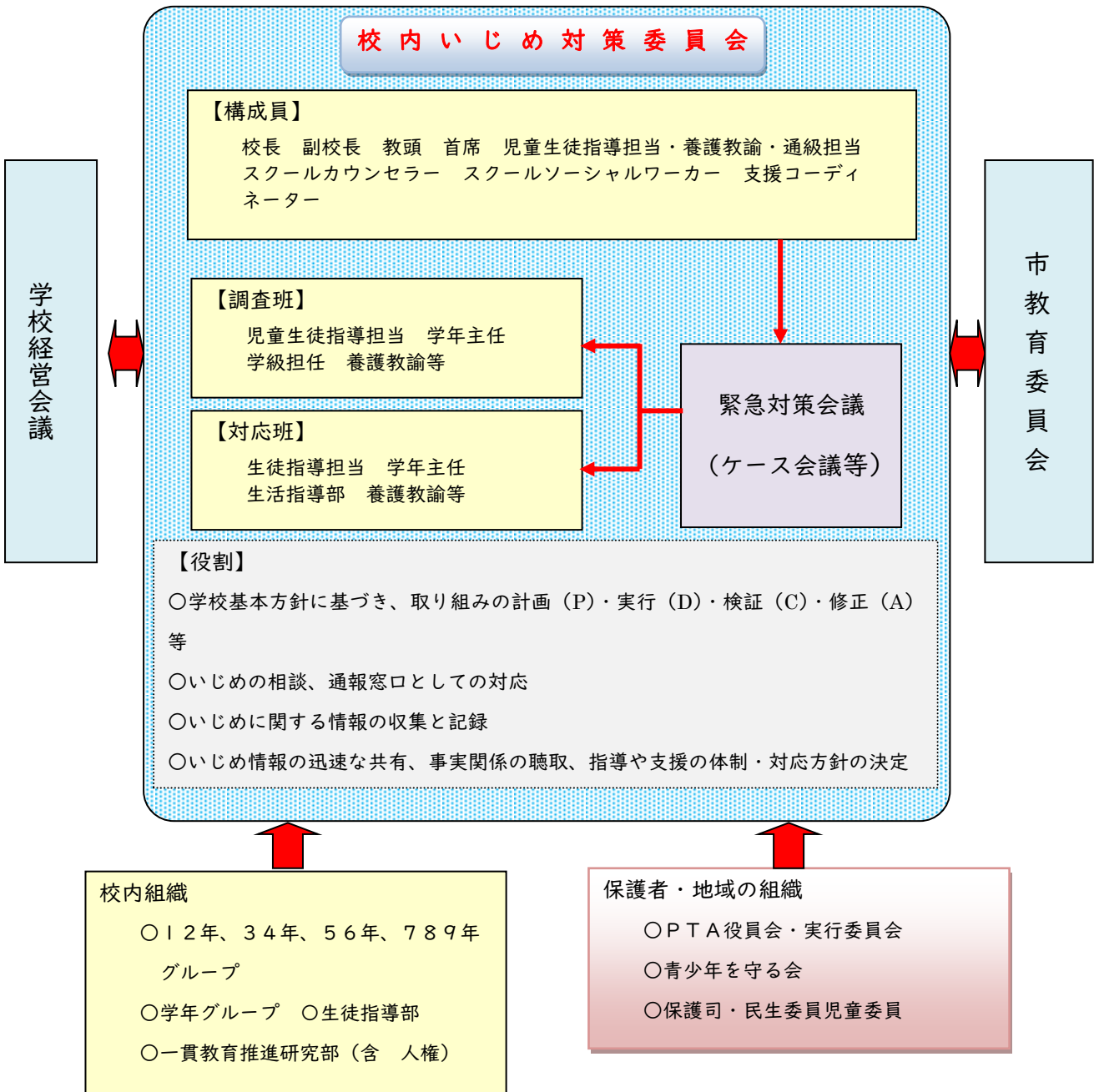
- 発生しがちなトラブルとして、「仲間はずれ」「人間関係の悪化」「画像・動画に関するトラブル」「コミュニケーショントラブル」「出会い系被害」などがあること。

VI 学校対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、毎週1回「校内いじめ対策委員会」を実施している。そのチームを中心として、学年、学園全体で共通理解を図り、総合的ないじめ対策を行う。また適宜ミニケース会議、ケース会議を実施も実施して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性も有効に活用する。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、子どもの状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

①いじめ対応チームの設置について



②年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

【年間指導計画】

1. 毎週木曜日 9:30～10:30 校内いじめ対策委員会 実施
2. 教職員研修（含 児童生徒情報共有） 4月・7月・9月・12月・3月
3. 学校協議会（地域や保護者との連携） 7月・12月・3月
4. ミニケース会議・ケース会議（適宜）

VII 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、「いじめ対策委員会」を中心に迅速にかつ丁寧に対応し、事案の解決にあたる。
- 事案によっては、校長が学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口（管理職）を明確にし、誠実な対応に努める。

I 学校または教育委員会による調査及び報告・提供

①重大事態の発生と調査及び報告

1 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自死を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、市教育委員会の助言を仰ぎながら、学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・ 子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

2 重大事態を認知した場合、教育委員会に直ちに発生の報告を行う。

②事実関係を明確にするための調査の実施

- 1 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・いつ頃から
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・子どもの人間関係にどのようなものであったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- 2 いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた子どもから十分に聴き取る。
 - ・在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害の子どもや情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
 - ・いじめた子どもに対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめられた子どもに対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

- 3 いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた子どもが入院又は死亡した場合)
 - ・いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

③いじめられた子どもが死亡した時の対応

- 1 その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。その際、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校する子どもたち及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校する子どもたちへの調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性などがあることなどを踏まえ、WHO による自殺報道への提言を参考にする。

④調査結果の報告及び提供

- 1 調査結果は、教育委員会に速やかに報告を行う。
- 2 いじめられた子ども及び保護者に対する情報を適切に提供する。
学校又は教育委員会は、いじめられた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。